

令和4年6月定例会
厚生常任委員会会議録
令和4年6月10日

場 所 第1委員会室

令和4年6月10日(金曜日)

午前10時29分開会

会議に付託された議案等

○議案第13号 令和4年度宮崎県一般会計補正
予算(第2号)

出席委員(7人)

委員	長	岩切	達哉
副委員	長	窪	蘭辰也
委員		丸山	裕次郎
委員		横田	照夫
委員		安田	厚生
委員		川添	博
委員		前屋敷	恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長	重黒木	清
福祉保健部次長 (福祉担当)	児玉	浩明
県参事兼福祉保健部 次長(保健・医療担当)	和田	陽市
こども政策局長	長谷川	武
福祉保健課長	柏田	学
こども政策課長	久保	範通
こども家庭課長	小川	智巳

事務局職員出席者

政策調査課主任主事	田中	孝樹
議事課主任主事	飯田	貴久

○岩切委員長 ただいまから厚生常任委員会を

開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時30分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案について、部長の概要説明を求めます。

○重黒木福祉保健部長 おはようございます。福祉保健部でございます。

委員の皆様におかれましては、先日の県内調査におきまして、福祉保健部関係の施設や関係機関を御視察いただきましてありがとうございます。改めてお礼を申し上げます。

また、コロナ関係につきましては、先ほど知事が本会議で御報告申し上げましたけれども、新規感染者数につきましては、少しずつですが落ち着いてきてまいりました。福祉保健部としましては、引き続き必要な対策を進めてまいりますので、今後とも御指導方よろしくお願い申し上げます。

それでは、当委員会に御審議をお願いしております議案等につきまして、概要を説明させていただきます。

お手元の常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次を御覧ください。

本日は予算議案1件でございます。

資料の1ページをお開きください。

御審議をお願いしております補正予算につきましては、議案第13号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」になります。

補正額は、一般会計で、歳出予算集計表の右から2列目、6月追加補正額の下から5行目の小計の欄にありますとおり、3億5,224万3,000円の増額をお願いしております。

この結果、福祉保健部全体の補正後の予算額につきましては、表の一番下、福祉保健部合計の一番右にありますとおり、一般会計と特別会計を合計いたしまして2,657億2,277万4,000円となります。

今回の補正につきましては、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を踏まえ、コロナ禍において直面する原油価格や物価の高騰等による影響を緩和するため、必要な支援策を講ずるものでございます。

具体的には、生活困窮者の支援体制づくりですとか、債務整理に向けた法律相談の支援等を行うほか、子育て世帯の家計負担を軽減するための保育所等給食費の支援や、低所得の子育て世帯への特別給付金の支給のための予算を計上しているところでございます。

詳細につきましては、後ほど担当課長が説明いたします。

私からは以上でございます。

○岩切委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○柏田福祉保健課長 お手元の令和4年度6月補正歳出予算説明資料の福祉保健課のところ、13ページをお開きください。

福祉保健課の補正予算額は、左から2列目の補正額欄にありますとおり、1,201万円の増額補

正であります。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額欄にありますように、169億4,627万8,000円となっております。

それでは、予算の内容を御説明いたします。15ページをお開きください。

(事項)生活困窮者支援事業費の説明欄、新規事業、生活困窮者支援体制構築のためのプラットフォーム整備事業、430万円の増額補正及び新規事業、生活困窮者法律相談支援事業、771万円の増額補正であります。

いずれも新規事業でありますので、詳細につきましては、厚生常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の2ページを御覧ください。

新規事業、生活困窮者支援体制構築のためのプラットフォーム整備事業であります。

1の目的・背景ですが、コロナ禍における物価高騰等の影響による生活に困窮する方々の多様な支援ニーズに対応するため、生活困窮者の自立支援制度の機能強化を図るものであります。

2の事業概要ですが、(1)の実施主体につきましては、福祉事務所設置自治体である市及び県であります。

(2)の内容につきましては、2つの取組がございます。

まず、1つ目のア、プラットフォームの設置は、行政や社会福祉協議会、NPO等の民間団体が連携して、地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制や支援の方法等を検討するために設置するものです。

2つ目のイ、民間団体の活動経費の支援は、次の2つの条件のいずれかを満たす民間団体に対して、1団体当たり50万円を上限に、活動経費を支援するものであります。

条件の1つ目といたしましては、地域の自立相談支援機関と連携が図られていること、または、今後連携する予定があることです。

自立相談支援機関とは、下のほうの米印のところに記載しておりますとおり、生活困窮者自立支援法に基づき、生活と就労に関する支援員を配置して実施する相談事業の窓口で、西都市、えびの市、そのほかの7市の社会福祉協議会及び5つの郡部福祉事務所等の合計14か所設置されております。

条件の2つ目といたしましては、アのプラットフォームにおいて、地域の生活困窮者を支援する上で、当該民間団体に対する支援が必要と認められることとあります。

3の事業費につきましては430万円で、全額、国庫支出金です。

4の事業効果といたしましては、地域の実情に応じた官民連携によるセーフティネットを構築し、民間団体独自の活動と連携することで、生活困窮者の自立支援をより一層強化できるものと考えております。

続きまして、3ページを御覧ください。

新規事業、生活困窮者法律相談支援事業であります。

1の目的・背景ですが、コロナ禍における物価高騰等に直面する、生活に困窮する方々への支援のため、一定の要件を満たす場合に、債務整理や返済に関する法律相談料を支援することで、家計改善のきっかけとし、自立の促進を図るものであります。

2の事業概要ですが、(1)事業対象者につきましては、コロナ禍の生活困窮者支援策として、令和2年から行われております、生活福祉資金の特例貸付の借受人等を想定しておりますが、まず、ア 自立相談支援事業の対象者でありま

す。

自立相談支援事業につきましては、先ほどのプラットフォーム整備事業でも説明いたしましたが、資料の中ほどの米印1のところに概要を記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

次に、イ、収入要件等を満たさず、法テラスの無料法律相談の対象とならない者であります。

資料の中ほどの米印2に記載しておりますとおり、無料法律相談は、申込者や配偶者の収入や資産が一定の基準以下である方のみ利用できますので、それ以外の方を本事業の対象としております。

このア・イのいずれにも該当する方を対象といたします。

(2)内容につきましては事業対象者による債務整理や借金の返済に関する法律相談料を、1人最大3回まで支援するというものであります。弁護士によっては料金が異なりますが、おおむね1時間以内の法律相談について、1回当たり1万円と消費税の合計1万1,000円を上限に、県が負担いたします。

3の事業費につきましては、771万円で、全額国庫支出金であります。

4の事業効果といたしましては、債務整理や借金の返済に悩む生活困窮者の法律相談を促進することで、個々の実情に応じた適切な助言・支援を受けていただくきっかけになるものと考えております。

福祉保健課は以上であります。

○久保こども政策課長 お手元の令和4年度6月補正歳出予算説明資料の17ページをお開きください。

こども政策課の補正額は、左から2列目の欄にありますように、1億6,473万3,000円の増額

補正であります。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額欄にありますとおり、186億8,618万6,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。

19ページをお開きください。

(事項) 教育・保育給付費の説明欄、新規事業、保育所等給食緊急支援事業、1億6,473万3,000円ではありますが、新規事業になりますので、内容につきましては、常任委員会資料で説明いたします。

それでは、常任委員会資料の4ページをお開きください。

新規事業、保育所等給食緊急支援事業であります。

1の目的・背景であります。コロナ禍における物価高騰等の影響により、食材料費の値上げが懸念される中、保育所等——これは幼稚園、認定こども園も含みますが——において、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食の提供が行えるよう、保育所等への給食支援を行う市町村に対し、物価上昇相当額を補助するものであります。

2の事業概要としましては、給食支援を行う市町村に対しまして、物価上昇相当額として、児童1人当たり月300円を補助するものであります。

3の事業費は、1億6,473万3,000円でございます。全額地方創生臨時交付金を財源としております。

4の事業効果としましては、給食費の値上げが抑制されることにより、保育所等を利用する子育て世帯の負担軽減につながるものと考えております。

こども政策課からは以上でございます。

○小川こども家庭課長 歳出予算説明資料の21ページをお開きください。

当課の補正額は、左から2列目の欄にありますように、1億7,550万円の増額補正であります。

この結果、補正後の一般会計の予算額は、右から3列目の補正後の額のとおり、61億2,270万9,000円となります。特別会計と合わせました、課の補正後の額は64億2,238万5,000円となります。

補正の内容について御説明いたします。

23ページをお開きください。

(事項) 児童扶養手当支給事業費の説明欄、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、1億7,550万円の増額補正であります。

これは、国が低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給を決定したことによるもので、低所得の子育て世帯の児童1人当たり一律5万円を給付するものであります。

低所得の子育て世帯のうち、独り親世帯への当該給付金につきましては、児童扶養手当の支給スキームに準じて支給することとなっており、町村在住の対象者については、県が支給を行う必要があることから、増額補正をお願いするものであります。

こども家庭課からは以上です。

○岩切委員長 それでは、執行部の説明が終了いたしました。委員の皆様から議案について質疑はありませんか。

○窪菌副委員長 低所得子育て世帯の生活支援特別給付金の1億7,550万円ですが、これは人数にしてどのくらいになるのでしょうか。

○小川こども家庭課長 昨年度も同じ事業がございまして、そのときの支給実績が、町村分だ

けでいいますと、2,011世帯、子供の数で3,258人でございました。そのぐらいの数を今回も想定しているところでございます。

○窪菌副委員長 低所得という、所得税を払ってないとか、目安はあるんですか。

○小川こども家庭課長 児童扶養手当の支給限度額が基準になります。親一人子一人の場合で、収入ベースで365万円が一応基準となって、あと子供の数に応じてまた基準額が増えていくという形になります。

○窪菌副委員長 365万円以下の方が対象となるんですか。

○小川こども家庭課長 収入ベースで365万円以下という形になります。

○丸山委員 生活困窮者支援体制構築のためのプラットフォーム整備事業について教えていただきたいんですが、各NPO等に50万円程度を支給するということですが、プラットフォームをつくって、具体的にどういう形で運営していくというのを、詳しく説明してください。

○柏田福祉保健課長 プラットフォームにつきましては、官民連携でのプラットフォームということを考えているところでございまして、その地域の実情に応じた支援を行うために、民間であるとか、行政であるとか、民生委員の方であるとか、そういった方を構成員としてプラットフォームを立ち上げて、その中で、どういった支援が必要であるとか、就労先の開拓であるとか、そういうところを検討していくということで考えております。

支援に関する団体につきましては、まず、地域において、この団体の活動が困窮者のためになるということ認められた場合であるとか、自立相談支援機関と連携を取っていたり、今後連携する予定があるという団体、そういった要

件を満たした場合に、活動費として上限50万円を支給する形になっております。

活動費につきましては、例えば食材に要する費用やそのほか会議に要する費用であるとか、その団体が使う費用について、そこまで制限がないような形になっておりますので、その団体の運営活動において使っていただくということを想定しております。

○丸山委員 会議とかも分かるんですが、この自立したい生活困窮者たちに、最後にどう届いていくのかがポイントになっていくと思っているんですが、生活困窮者たちへのアプローチや自立につながるきっかけはどういうふうに考えているのでしょうか。

○柏田福祉保健課長 このプラットフォームの中で、一つの手法としては、団体にお金を補助、支援するということで、自立を促していくことを考えています。あと、自立相談支援機関という窓口にどのようにつないでいくとか、どういった支援が実際に必要なのかというのを、プラットフォームの中では検討していただきたいと考えております。

○丸山委員 生活保護を受けている人を自立させるのはなかなか簡単ではないと聞いているものですから、今回、形だけやっただけで成果が出ないと意味がないと思っています。

今回プラットフォームを設置して、各団体、市町村と連携してやってもらおうと思うのですが、どうやって自立させるかノウハウの研究をしていただいて、もう少し踏み込んだ形にしていかないと、生活困窮者を自立させるのは難しいと思っていますので、しっかりと対応していただきたいと思います。

また逆に生活困窮者の方々はテレビを見なかったり、新聞等もとっていないかったりして情

報が届かない方も多いと聞くものですから、NPOとか団体を通じてしっかり情報が届くようにお願いしたいと思います。

○柏田福祉保健課長 今、委員がおっしゃいました件につきまして、せっかくプラットフォームをつくるということであれば、いろんな団体が集まってくるので、その中で、今まで関わったことのない方との横のつながりもできると思います。

そういった中で、民間のノウハウであるとか、行政の力を借りるとか、それぞれができるようになってくるのではないかと考えておりますので、そういうふうに戻していければということと、困窮者の方に対しては、テレビとか新聞を御覧にならない方もいらっしゃるけれども、私どもとしては、自立支援のチラシをつくって、各戸に配布したり、そういう工夫もやっておりますけれども、また違った工夫が出てくれば良いなということも、併せて考えているところでございます。

○前屋敷委員 県内調査で食料支援の団体も訪問させてもらったんですが、そういう団体が対象になるのかなと思うんですが、申請しなければ、この支援が受けられないと思うんです。

行政などとのつながり、社協とのつながりなどがある団体なので、この補正予算の支援があるよということは、連絡も行ったりと、情報も伝わるんだと思うんですけれども、周知をどのようにするのかということと、申請した場合、上限が50万円ということですが、申請する団体が多ければ、予算の範囲内で分配されることになるわけですか。

○柏田福祉保健課長 この予算を構成するに当たりまして、各市町村、福祉事務所にもニーズ調査を行ったんですけれども、実際に手が挙がっ

てきたものが少なくて、予算も430万円という額になっておりますが、積算上は、団体に関しては、50万円掛ける8団体の400万円という積算になっております。

実は、福祉事務所でも、なかなか生活困窮に関する団体の状況の把握がまだできてないということも伺っておりまして、今回の事業には、それに要する時間とか、それを立ち上げる時間もかかるので、今回は手を挙げず見送りますという福祉事務所もございます。要件としてはプラットフォームで実際に認められないと、支給できないことになりますので、プラットフォームを立ち上げたところが、その団体とのつながりの中で、今回は支援していく形になると思います。

○前屋敷委員 今、困窮していらっしゃるところへの活動は、県内でかなり広がっている状況があるんです。そういった点から見ると、予算そのものは決して大きい額じゃないなと思います。今言われた50万円が上限として、8団体ぐらいいとどまるのかなと思ったところでした。

今回調査の上でこの程度の把握しかできなかったということですが、きめ細かな把握が必要だと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○柏田福祉保健課長 ニーズ調査の中でも、今回は手を挙げられないけれども、プラットフォームみたいな場があったほうが良いということでお話されている市もあり、今後検討するという話も伺っておりますので、そういったところにまた、そういう形で何らかのものができるとを期待したいと思っています。

○横田委員 法律相談支援事業ですけれども、対象は何人ぐらいを見込んでいますか教えていただけますか。

○**柏田福祉保健課長** 積算上の人数につきましては160人ということで計算しております。この数字につきましては、まず、生活福祉資金特例貸付の件数が、令和4年の3月時点で2万1,000件ぐらいございます。

ただ、この2万1,000件につきましては、複数回借りることも可能ですので、社会福祉協議会に聞いた感覚ですと、実績人数としては大体3分の1の7,000人ぐらいということなんです。

ここから、住民税が非課税の方に関しましては償還が免除になりますので、住民税が非課税にならない方がどのくらいいるかということ、国がつかんでいる数字は、75%ぐらいになっておりまして、そこから本県における、先ほど申し上げました法テラスの無料相談を受けるための基準がございまして、無料相談を受ける方が大体相談件数の3%ぐらいになっておりますので、この2万1,000件に3分の1、75%、3%を掛け合わせていくと、162人ぐらいということになっております。

○**横田委員** しっかり周知していただいて、対象となる人が、事業について知らなかったということがないようにお願いしたいと思います。

○**柏田福祉保健課長** 予算の中で、広報費用としてチラシの作成等も予定しておりますので、そういったものを活用しながら周知していきたいと思っております。

○**窪菌副委員長** これは債務整理の法律相談ということですが、今回コロナの関係で、事業継続支援などのいろいろな貸付けがありましたよね。

そういう貸付けの返済が今後来るのかなと思っているんですけども、こういったものも対象となるんですか。それはまた別なんですか。

○**柏田福祉保健課長** 今回の事業に関しまして

は、自立相談支援機関窓口で支援を受けている方を対象にしておりますので、そういった方に対して、債務整理であるとか、借金の返済に関する相談を弁護士や司法書士にされるときの費用ということで考えております。

○**窪菌副委員長** ということは、通常のそういった債務に関する法律相談ということになるんですか。

○**柏田福祉保健課長** 生活福祉資金の中で、コロナの関係で特例として貸付けを行っているものとして、緊急小口資金と総合支援資金というものがあります。

総合支援資金は3回借りられることになっているんですけども、2回目、3回目に借りるときには、自立相談支援を受けないといけないことになっております。ですので、大体そういった方が多いのかなと我々は考えておりまして、自立相談支援ということで福祉事務所が窓口になっておりますけれども、そちらに相談した方が対象ということで考えております。

○**前屋敷委員** 保育所の給食費の支援について伺いたいんですけども、物価上昇相当額ということになってはいますが、現段階での物価上昇はどの程度で——そこで計算すると300円になるということなんでしょうけれども、単純に1億6,400万を300円で割りますと50万人ぐらいになるんですが、そういう積算で構わないんですか。

○**久保こども政策課長** 物価上昇相当額について簡単に説明しますと、保育所等の保育料等については令和元年10月から無償化になっております。ただ、給食費については、実費相当額が保護者の負担になっております。

国が示す給食費の目安がございまして、この中に主食費と副食費があります。主食費は、園

によって週に何回か持ち込みであったりといったところで、これは一律に給付するのはなかなか難しいです。

副食費は4,500円ですけれども、これについては物価上昇率がどのような形になるかという考え方から積算しております。令和元年に示された4,500円から、今年の3月まででいくと3.4%ぐらい上がってしまっていて、直近でもまた0.5%ぐらい上がっています。今後もこの1年間は上昇が続くことを見越して試算しまして、年間で大体3,600円ぐらい上がり、12月で割ると1月当たり300円になるということで積算しています。

この事業費の中身としましては、今言った300円の12か月分、それから保育所等の利用定員数が4万4,148人ということで積算しまして、大体1億5,900万円となります。

また、市町村に配るものですから、市町村でもいろいろ事務をやっていただくということで、それ以外にも事務費を給付しまして、トータルで1億6,473万3,000円という積算をしております。

○前屋敷委員 当面、1月1人当たり300円の助成を続けるということで考えていいんですか。どの程度の期間を今考えているのですか。

○久保こども政策課長 当面といたしますか、今年度の事業として組んでおりますので、基本的には今年度末まで300円を支給したいと考えております。

○丸山委員 児童扶養手当の関係でお伺いしたいんですが、離婚調停中に子供にではなく親に手当が入るということで、トラブルになった事例を報道等で聞いたのですが、宮崎県内でもそういうトラブルになったことがもしあったのだしたら、今後、支給に関しては、どんな手立てを考えているのかを教えてくださいたいと思

います。

○小川こども家庭課長 今回予算をお願いしている分は、児童扶養手当がベースになっています。基本的には、児童扶養手当をずっと受給されている方が、本事業で受給する形になります。児童扶養手当は、離婚後にトラブルをクリアされた上で受給されている方がほとんどで、そういったトラブルは聞いておりません。

○丸山委員 離婚調停中で両親が別居しており、母親のところに子供がいるのに、父親に手当が支払われた事例が全国的にあったと報道等で聞いて、宮崎県内でも多少はそういう問題があったのではないかと想定していたところですが。

本当に困っているところに届かないといけない手当なのに、届いていない可能性もあるということで質問させていただいたんですが、宮崎県内ではなかったと認識しているのかお伺いします。

○小川こども家庭課長 まずプッシュ型の分については、基本トラブルをクリアされた方、あと家計急変の方で、理屈としてはあり得るんですけれども、基本的に申請していただくような形になりますので、トラブルを回避された後の方が申請するという形にはなろうかと思えます。

○柏田福祉保健課長 今の件と同じか分かりませんが、児童手当で、例えば離婚した方とか、DVを受けている方とか、母親が子供を養育しているときに、父親にお金が行ってしまって、子供に行かないといった案件が昨年度はあったと思えます。

これについては国から、父親には返してくださいとは言いつつも、なかなか返してもらえないので、母親にまた改めて支給するということはありましたので、そういう対応は県内でもあったと思えます。

○岩切委員長 児童手当ではなく児童扶養手当なので、扶養実態を把握しながら支給されているという考えだと思います。

○小川こども家庭課長 このスキームが2つに分かれてまして、我々が今回お願いしたのは児童扶養手当の支給分になります。

あと、低所得の両親世帯というのもありまして、市町村非課税の世帯になりますけれども、その分については、県の予算措置なしでお金が国から市町村に流れて、市町村が審査して児童手当の方に支給します。

その関係は、確かに問題が生じることは多いかと思えます。

○丸山委員 生活に困窮されている方にしっかり届けていただきたいと思っていますけれども、今回議案を早めに審議する予定ですが、6月いっぱいまで届けてほしいと国も言っていると思うんですが、宮崎県の場合、市町村を通じて実質いつまでに届くのかをお伺いします。

○小川こども家庭課長 児童扶養手当を受給されている方にプッシュ型で行う分は6月中に支給できます。その形で今準備を進めています。

公的年金をもらっていて児童扶養手当をもらっていない方、あと家計が急変された方も受給できることになりますので、その方たちについては7月以降に申請していただいて、支給するという形になります。

○丸山委員 家計が急変された方々は、市町村の窓口で申請すると思えますけれども、PRのための広告費用は、この予算の中に入っているということでよろしいのでしょうか。

○小川こども家庭課長 市町村が広報するための費用について、一部今回の事業でお願いしているところがございます。

○丸山委員 分かりました。しっかり届くよう

にお願いします。

○岩切委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、以上をもって福祉保健部の審査を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時13分休憩

午後0時56分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

まず議案の採決を行います。採決の前に、賛否も含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後0時56分休憩

午後0時56分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

特にないようですので採決を行います。

議案第13号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 御異議なしと認めます。

よって議案第13号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告につきまして、特に御要望等はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのようにいたします。

令和4年6月10日(金)

その他何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、以上をもって本日の
委員会を閉会いたします。

午後0時57分閉会

署 名

厚生常任委員会委員長 岩 切 達 哉

